

私立学校法等施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十六号

私立学校法等施行細則等の一部を改正する規則

(私立学校法等施行細則の一部改正)

第一条 私立学校法等施行細則(平成十四年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条及び第十六条中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七条の見出し中「盲・ろう・養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十八条の見出し中「盲・ろう・養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十九条の見出し中「盲・ろう・養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十三条の見出し中「盲・ろう・養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三十二条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別記様式第十五号及び別記様式第十六号中「~~盲学校~~、~~養護学校~~」を「特別

「1 不用の文字は、消すこと。

支援学校」¹⁾、²⁾ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」を「用紙の大きさは、

日本工業規格A列4とする。」に改める。

別記様式第十七号及び別記様式第二十一号中「~~盲学校~~、~~ろう学校~~、~~養護学校~~」を「特別支援学校」に改める。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第二条 災害救助法施行細則(昭和二十三年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一学用品の給与の項中「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改める。

(広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第三条 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年広島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十三号中「~~養護学校~~」を「特別支援学校」に改める。

(健康増進法施行細則の一部改正)

第四条 健康増進法施行細則(平成十五年広島県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第七号その3(表面)中「~~町・村・特別支援学校~~」を「~~特別支援学校~~」に改める。

(広島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第五条 広島県福祉のまちづくり条例施行規則(平成七年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第五第一第七項中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。